

平成24年3月

中札内村議会定例会会議録

平成24年3月21日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課長補佐	渡部浩樹君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 深田三恵君

◎議事日程

日 程 第 1	議案第 2 2 号	平成 2 4 年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 2	議案第 2 3 号	平成 2 4 年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 3	議案第 2 4 号	平成 2 4 年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 4	議案第 2 5 号	平成 2 4 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 第 5	議案第 2 6 号	平成 2 4 年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日 程 第 6	議案第 2 7 号	平成 2 4 年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について
日 程 第 7		委員会の閉会中の継続審査の件について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

知本議員から要求がありました資料について、すでにお手元の方に配布されていると思います。

高桑総務課長より説明をお願いいたします。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 資料要求のありました各種団体の村の関与につきまして、資料にまとめました。

各課で調査した団体数は全部で34団体でございます。

このうち産業課の消費者協会につきましては、委託業務を行っているということで、会議等には必ず出ておりますけれども、関与については、いわゆる、事務局、会計については関与していないということでございます。

ですから、実質的には33団体になります。

33団体のうち補助金等を交付している団体が3分の2の22団体で、村長または教育長が代表を務めているものが5団体。

事務局を持っている団体が30団体、会計が27団体でございます。

各課において預金通帳及び通帳印を管理しているのですけれども、すべてにおきまして、通帳については担当者が。印鑑については課長等が管理しているという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

この件について質問ありますか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ありがとうございます。

これを見ますと、通帳の管理者と印鑑の管理者、それぞれ別々というか、管理職が対応をしているのかなと。印鑑の管理ね。こういうことを徹底されているのかなというふうにみましたけども、この中で、自律の推進プランの中で、各団体の自律についてもプランの中で謳われているのですね。その前から行革のそういった委員会の中でも、いつまでも村におんぶに抱っこでなくて、団体も自律しようということで、できるだけそういう住民の人たちが事務局なり会計なり担うというかな、そういう方向に持っていこうということなのですけども、そこら辺、このほかにも自律していった団体は触れていない部分あるのかなと思っているのですけども、そこら辺の会というかな、自律していった会はどんなような会があったのか。

あるいは、自律に向けて、今、村としてどのように各団体に対して指導というかな、話を持っていつているのか。

そこら辺の実態というかな、状況について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今回の調査にあたりまして、過去に村が関与していて、現在は自律している団体については調査を行っていませんでしたので、後ほど調べましてお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 自律する対応は。今ある団体の。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今、リスト、お示しをさせていただきましたけども、この中には、村がいわゆる行政が担うべき役割を代替的に担っていただいている組織もありますので、これ、全部全て自律というのはなかなかちょっと厳しいのかなと。将来的な目標としてはあったとしても、村が関与してやっている部分については、もう少し時間が必要かなというふうに思います。

ただ、そうではなくて、本来はいわゆる民の民間ベース、民間活力で担っていただけるような育成組織だとかそういったものについては、予算の段階でも個別にこれということではございませんけれども、各分野、部門に対しては、先ほど知本議員がお尋ねのように、自律推進プランの中でも村民の自主性、主体性を促していきましようという大きな目的がございますので、それに沿って進めておりますけれども、今の段階で、ちょっと何件は自分でそれぞれ組織担っていただいている会計等移行したものもあるというふうに記憶はしておりますけれども、まだしかりは動いておりませんけれども、この辺は目標として常に少し、スピードは遅いのですが位置付けをして、自律を促すという大前提は基本方針として持っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） そういう基本的な考え方を持って団体の育成というかな。当然村がやらなければならないことを団体が肩代わりしているのもありましようし、逆の場合もあると思います。

この中で、特にちょっと気になっているのは、観光協会の位置付け。

これははっきり自律の推進プランの中でも方向性を出すという形で、個別に載っている項目もあるのですよね。

見ていると、ちょっと曖昧というのかな。いろんな事情もあって、自律というのかな、そこまで至っていないのでしょうか。将来的な方向性として、やっぱり、特にあの部分、村としても大事な部署でしょうし団体でもあるので、どこまでかわるかというのもあるけども、やっぱり自律という形が一番望ましいのかなというふうに思っていますので、そこら辺についても、長期的に考えた中で取組みをしていったらどうかということで、これは意見として。

○議長（高橋和雄君） 意見として聞いておきたいなと思いますが、答弁ありますか。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 観光協会の件でございます。

この間も、例えば、仮に法人化に移行した場合はどうだとか、あるいは、事務局を今役場がやっておりますけども、民間の組織に担っていただくこと。こういう検討課題はそ

れぞれ整理をしながら、具体的な協議を進めさせていただいています。

ただいかんせん、なかなかこちらの方も、観光協会が自律をするとなると、やはりそこに会員で運営をしておりますので、その会員の認識、会員の位置付け、それともう一つは、自主的にどこまで必要とされているのか。その辺のところをきちっと詰めていかなければならないというのが一番大きな課題かなというふうに思っています。

現在までにそれに向けて、いろんな場面では、いろんな協議あるいは検討もしておりますけれども、なかなかそこで一人前になっていただいているというか、そこをうまく促進をしていないというこちらのジレンマもございます。

現実問題として、観光あるいは道の駅それぞれが主体的に自分の責任で運営をしていただいて、そのことが村の活力の増進にもつながっていますので、ぜひ、そこまで力を蓄えていただいたのであれば、こういった観光の発信にもより主体的にかかわっていただきたいという希望は持っておりますけれども、なかなかそこがうまくかみ合っていないので、ご指摘の点については同様の考え方、持っておりますので、一つの課題として、今後も自律化に向けた検討は進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋和雄君） この件については終わらせていただきたいと思います。

日程に入ります。

◎日程第1 議案第22号 平成24年度中札内村一般会計予算について

◎日程第2 議案第23号 平成24年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第3 議案第24号 平成24年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第4 議案第25号 平成24年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第5 議案第26号 平成24年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第6 議案第27号 平成24年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） 日程第1、議案第22号から日程第6、議案第27号までの平成24年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題としております。

19日に引き続き、審議を続けたいと思います。

審議は10款教育費の質問について続けさせていただきたいと思います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点だけ資料要求をさせていただきたいというふうに思いますが、166ページの説明欄の中段辺りです。

中札内交流の杜管理委託料、本年度は2,010万5,000円ということになっております。

昨年度の当初は2,055万6,000円。さらに現計予算として1,939万2,000円ということで、これらと比べると70万円ちょっと増えているのが24年度の当初の予算額と、こういうことになっているものですから、ここら辺について、私どもとして調べてみたいというふうに思いますので、23年度の当初予算、あるいは、今年度の2,015万円の当初予算、比較したものがあれば比較がいいのですが、なければ別々な形で、項目ごとということで、昨年9月の決算議会あるいは報告書いただいているのですが、研修棟・体育館管理、さらにはサッカー場、企画等の費用かな。

その3段階に分かれているというふうに思うのですが、会期中に資料をお願いをしたい

というふうに思いますので、議長の取り計らいをよろしく願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 23年度と24年度の交流の杜の比較ですね。

出せますか。

質問はいいですか。

そのほか、質問ございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、3点ほどについてお伺いします。

まず145ページの語学指導に関してなのですが、やったことによって具体的な何か成果が出ているのか。

例えば、資格試験を受けた児童生徒がいるだとか、そういうことだとかお伺いしたいと思います。

あと、149ページ、給食関係なのですが、栄養教諭はまだ配置されていないと思うのですが、今後配置する計画はあるのかと、栄養教諭に対する考え方は、以前にも聞いたのですが、改めてお聞きしたいと思います。

あと、151ページの教材費の関係になるのかなと思うのですが、この間、原発は安全だという何重にもブロックされていて絶対壊れないのだという、そういうような副読本を使っている学校もこれまであったということを聞いていますので、中札内に関してはその使用状況、使っているのか、使っていたのか、これまで使っていなかったのか。

その3点についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） まず、語学指導の講師を配置していることによる成果ということですが、ご質問にあった試験というのは英検か何かの取得状況だと思いますが、これについては、過去の合格率等について調べてはおりませんので、ちょっとここではお答えできませんが、私の知っている範囲では、英検3級なりは受験しながら、そこそこの方々が4級、3級については取得されているというふうには思っております。

語学指導の講師つけるというのは、あくまでも、本当に外国、生に生活した方々の言葉を教師の指導とともに発音等のことも含めて、さらにプラスという意味で配置しておりますので、教師とのいい関係の中で、授業計画等の中でそういった役割をしっかりと持ちながら果しているというふうに思っておりますので、十分な成果はあると。

それ以外にも、エルマ派遣等の事前研修の講師も務めていただきながら、活用を今図っているという状況であります。

評価は良ということです、新年度も改めて継続していくというふうに考えております。

あと、学校栄養教諭の配置については、他町村、新たに退職者が出て新採用についてはすべて学校栄養教諭ということで採用していますけれども、私どものようなすでに栄養職員がいる調理場については、所管替えをするということになります。

うちにいる栄養職員とはその辺の話をしながら、どこかでは学校の方に入って、そういった形で進むことになるだろうというふうには考えていますけれども、今学校の中での指導の中で、栄養教諭の役割等がまだ今ひとつ明確に整理できていないということも含めて、その辺がしっかりとできれば、配置替えについては本人も了承していますので、どこかの段階ではしていきながら、学校の中で食育指導を含めたそういった活動の場を得ていくということにはなると考えていますので、これについては継続して、状況見ながら、配置に

ついて進めていくという観点で考えております。

あと、教材の中の、原発の安全性については、ちょっとすみません、詳しい中身わかりませんけれども、当然、原発のことについては、社会科等では教科の中にはあると思いますので。

ただ、そのことの安全のことと、今、原発の事故が起きて、考え方が変わったかというところ、教科書がベースになっているので、きっと想像するところ、教科書ベースということと今の現在の事故の状況ということは、兼ね合いしながら、教科については進められているのではないかと想定しているところであります。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 英検のことを言ったのですけれども、具体的成果が十分あるという答弁だったので、それはいいと思います。

何年か前までの英語教育というのは、何か読み書きはできるけれども、なかなか聞いたり話したりという技術というのか、そういうところの力が日本人はどうしても乏しいと言われる中で、今回こういうふうにして語学指導の中で、生のそういう、いわゆる使える英語というのを勉強できるというのは本当にいいことだと思いますので、引き続きやっていただきたいと思います。

あと、栄養教諭に関しても、なかなかまだ良いところというのか、まだ詳しく調査していないということで、判断はしかねないということなのですけれども、いずれ設置するという方向であるという答弁もいただきましたので、ぜひ前向きに設置に向けてやっていただきたいと思います。

あと、原発の関係は、あれは物理とかの理科とかの教科書にあるのかな。出るとしたら。

原子力の仕組みとしては出ていると思うのですけれども、そのほかに、安全性を謳っているような副読本があるらしくて、もうぜったい壊れないのだというそういうような安全性を謳って、今回、それが壊れて大変なことになっているということでは、そういうのを今後使っていくのはいかなものかだと思いますので、ぜひ、そういうところにも配慮していただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、答弁ありますか。

大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 原発の関係は、先ほどちょっと中途半端な答弁しかできなかったのですが、副読本の具体的な内容等も少し確認しながら、学校とその辺協議して、今、社会でもいろいろと安全性については議論されているので、どちらこっちという方向性は具体的に示せれないと思うのですけれども、そういったことも含めて、子どもたちに良い教育ができるように努めるということで、学校とは調整を図っていききたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ありますか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 1点ですけれども、ちょっと勉強不足でよくわからない部分があるのですが、教職員の職員評価、人事評価ですか。

この制度いつから行って、実施主体というのかな、全道的な、道教委が主体でやっているのか。そこら辺ちょっと教えてください。

あと、この制度をどういう形で先生方評価して、あと、管理職に対しての評価、校長、

教頭さんに対する評価も行っているのか。

そこら辺ですね。

あと、その評価の結果をどのように給与とか人事に活かしているのか。

試行なのか本格実施なのか、そこら辺もちょっと教えてください。

このことについて職員団体との話し合いというかな、そこら辺についてどうなっているのか。

この4点について教えてください。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 学校職員の評価については、二本立てに分かれています。

一つは勤務成績によって、勤勉手当に反映させるというものが一つ。

それともう一つは学校職員評価ということで、それは学校の中で、管理職と一般の職員の先生が春先当初に一つの1年間の目標を定めて、面談をする中で指導をして、目標設定をした後に、中間でその点検を行いながら後半どうしていくかということ。

そして1年終わった後で、その成果と次年度に向けた取組みについて、また話し合いをするという、そういう評価との二本立てなのですよ。

最初に述べた給与に反映する評価というのは、あくまでも客観的に管理職が一般職員を。

管理職については教育委員会が評価をするということでやっておりますので、それは客観的にやるということで、評価者が普段のその仕事の状況等を見ながら判断していくというものです。

後半に話したものは、自分たちが仕事をどうしていくかということ、管理職と十分に話をしながら、目標設定してやっていくということの二本立てですので、ちょっとお金の部分と仕事の内容というところで少し、二つに分かれているのですよね。

それは道教委と職員組合との話し合いの中で、多分そういう区分というのがされてきたのかなというふうに思っています。

この評価というのは、平成20年度から本格実施です。

職員団体とのその辺の話し合いについては、平成19年度までの間でいろいろと議論されて、さっき言ったような形で二本立てということになったと思うのですが、それはその後教育委員会、我々とその制度についてどうのこうのという話はしたことはありません。

その以前に、道教委と職員組合との間の中で、多分整理されて、本格実施に至ったということなので、その内容についてはちょっとお答えすることはできませんけれども、その結果として、本格実施になったということでもあります。

最終的な評定の判定委員会というのは道教委にありますので、教育委員会が判定をして、道教委に上げて、そこでその書類等の審査をして、善し悪しの判定をして、そのまま通るものもあれば、1回戻されて、再度詳細について求められるということもありますけれども、最終決定については、道教委の判定機関をもって行くと、そういった流れになっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと聞きづらかったのですが、給与に反映か、手当と聞こえたような気がしたのだけ。

例えば、期末手当とかそこら辺どうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 6月期と12月期の勤勉手当に反映させるということです。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 人事評価について、後ほど全体のところで、村も職員やっていますので聞こうと思っているのですが、評価の仕方がいろいろあると思うのですよね。

絶対評価なのか、相対評価なのか。

うちの村は絶対評価、順位は付けない、順位というか枠にはめないというかな。頑張った職員には頑張っただけ評価すると。全員頑張ってすればする。そういう形での評価の仕方はどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 絶対評価なのですけれども、給与差には枠の範囲がありますので、そういった調整も含めて、相対評価という部分もあるのかなというふうには感じていますけれども、基本は絶対評価ですね。

半年間の中だけの絶対評価なので、さっき、ちょっと答弁漏れたのですけれども、人事異動について、そのことを持ちこむことはないということです。

あくまでも半年間の勤務実績に応じて、6月期と12月期の勤勉手当に反映させるということです。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） そういった人事評価、いろいろな考え方あるのであれでしょうけど、僕のところも特に何も聞こえてきているわけでもないし、労使、話し合いでうまくいっているのかなというふうに僕は捉えていたのですが、そういうことかなということですが。ただ、この制度、やはりいかに公平な目で見れるかという部分と、あと、頑張っている人にはそれなりの評価をすると。待遇面も含めて。

先生方のレベルアップというのが目的だと思うので、教育委員会も管理職の先生を評価しているということであれば、なおさらそういった頑張っている先生にはそれなりの評価というかな。そんな形でもこれから進めていってほしいというかな。

以上、希望として質問は終わりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 人事評価ですけども、今言われたように、頑張っている先生はやっぱり評価してあげたいなと。そういう年2回の勤勉手当の中で、そんな量は多くないのですが、金額大きくないけども、やっぱり評価して、頑張っている人にはそれを認めた形で。

ただ、組合はそれ反対しています。

もう真っ向反対です。

これは道教委の問題ですから。制度は。だから、道教委と上の段階でやっていますけども、真っ向に反対して、なぜそういう差別をするのだという形でできていますけどね。

私としては、そういうふうにして頑張っている先生には、そういう、微々たるものだけでも、評価してあげたいなというふうに思っています。

それから、学校の運営にかかわって、私は絶えず先生方に、自分なりの目標を持って、そして努力してほしいと思っていますので、金額に結び付かないその評価としては、自分で今年1年これをやりますよという校長との話し合いで、目標を出して、それについて日々努力してもらう。

その結果として、また結果どうなのだと。これやれたかい、やれないかいと。

そういう日常的なやりくりが先生方の質を向上させると思うのですね。

今までそれなかったのです。

なんか、何となくやっている感じ。そういう形ですと、日々、教育実践されてきたと思うのだけど、そういう面で私は、お金のかかる、勤勉手当にかかる評価と、そういう日常的な評価と加味されて、先生方のレベルアップされるものだというふうに思っていますので、制度的には賛成ですから、そういう形で、できるだけ公平な立場で評価していきたいなと。

これ、管理職についてもそうでありまして、いろんな日常的な取組み方、学校運営の在り方も含めて、やっぱり正しく評価していきたいなというふうに思っていますね。

いずれにしても、結論は先生方の叱咤激励というか、子どもたちのためにどれだけ頑張れるかということのその根底にあるものですから、それをベースにしながら、こういう評価制度をうまく活用していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） では、2 点ほどお願いいたします。

学校教育振興費の 1 4 4 ページの扶助費なのですが、学校扶助関係で、ここ数年、児童の数がどのような変化になっているかということと、その扶助費の中で、今年、クラブ活動費と児童生徒会費と P T A 会費、これが追加されております。

この追加の活動の助成、どういう活動に対して助成するのかということと、この制度に対する補助金などがあるのかどうか。

そのことについて。

それとあともう一つは、防災教育ですね。学校の防災教育がどのような形で行われているのかという、この 2 点をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 扶助費の状況、前にもちょっとご質問あつて答弁したことあると思うのですが、やはり最近の経済状況含めて、増えつつあるという答弁をさせていただいたというふうに思っています。

今回も、今年も三つの項目が増えている以上に、総体予算増えていますので、審議の見込みについても、今年度より若干、また増えるのかなという想定のもとの予算措置としております。

それと追加になりましたクラブ活動、児童生徒会費、あと、P T A 会費については、国の交付税措置の拡大により、それに準じて村の扶助の助成も増やしたというものであります。

内容については、書いてあるとおりなのですが、クラブというのは中学校の部活動です。

小学校でも選択クラブというのはやっているのですが、それは、今、教育委員会の方でクラブ活動の助成ということで別補助出していますので、それは該当になっていないと。

あと、P T A 会費についてはそのまま、年間にかかる。

それと、児童生徒会費についても学校の中で集めている予算ということです。

ただ、基準額がありまして、上限設けておりますので、すべてが対象になっているわけ

でなくて、一部、自己負担が発生する部分についてもあるといった現状であります。

防災教育、ちょっと詳しいこと今述べられません。

ただ、年に一度の避難訓練とか学校で行っておりますので、特に去年の震災を受けて増えているということではないのですけれども、これまで学校の安全管理マニュアルに基づいて、子どもたちの防災時の避難訓練については実施をしているということです。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 扶助費のことについては、やはり今の経済状況が厳しい状況にありますので増えるということはわかりましたし想像ができます。

それであと、今年新たに、ここに項目として挙がっているクラブ活動費ですとか生徒会費ですとかPTA会費については、今まで一般会計の方で出していたものが、国からの補助があつて、一定の補助があつて、その補助を使いながら、足りない部分についてはまた補うというような形で理解いたしました。

そういう理解でよろしいかということと。

それとあと、防災教育なのですけれども、避難訓練はたまたま春の、我々、消防の活動を見に行くときに、避難訓練やっている状況、一緒に見たことがありますけれども、そういったことの訓練が行われているのかなというように思いますけれども、今回、やはり東日本大震災のこの教訓などをみますと、やはりもう少しきちとした訓練が必要ではないかなというように思います。

例えば、授業中に大きな地震があつたときにはどうしなければならないとか、あとは、本当に大きな地震になって、想像するには、橋が崩壊したときには、中島の人たちと学校にいる生徒たちのその連絡が取れないとか、連絡は取れても迎えに来たり、そういったことができないというようなことも考えられるわけですが、そういったときには、学校側として、保護者としてどのような行動を取るのかというような、そういうようなきめ細かな意思疎通というか、そういったことがなされていないと困るのではないかなと思いますし、帰る途中に、例えば、大きな台風の場合とか、そういう何かあつたときにはどのような行動を取るべきかというようなこと。普段から教育の中で少し触れて教えておくべきではないかなというように思っていますけれども、そういったことの進めることに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 私の方から、扶助費の関係、ちょっと最後確認というか答弁させていただきますけれども、これまで村の単費で負担していた分が交付税措置になって、それに組み替えるというものではありません。

今まで自己負担でそれぞれ父兄が負担していたものが、今回、国の交付税措置の中が新たな制度になりましたので、その予算を受けて、教育委員会としてそういった負担をしていくというものであります。

防災教育については教育長の方から答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 今、ご指摘のように、どんな災害が来るかということは想定したり想定できなかったりするわけですが、校長会を通しては、今言われたことで、どっちかという防火とか、火災に対しての避難訓練はずっと今までなされていますね。

ただ、やっぱり地震とか、あと想定できるの何でしょうかね。いろんなことについての

やっぱり予想というか、をした上での防災ということは、やっぱり考えるべきでないかということは、校長会の中でも指導というか指摘しています。

特に防火についても、ただ授業中に、はい火事ですと形にはめて外へ出て何分かったかとか、そういう形で大体行われているのです。

それはそれでいいのですけども、私が指摘したのは、もし休み時間に起こったら、子どもたちがちりちりばらばらで遊んでいるときに起こったときに、どういう收拾を図るのかということも、これは地震も含めてですけども、そういう課題が出てくるので、その辺の対応についても、それぞれきちっとマニュアルをつくってすべきでないのかということは、指導はしております。

そんなことで、どんなときにどんなというのはもう考えたらいっぱいあるわけですけども、ただ、そういう大きなことについての子どもたちの命を守るという視点から、きちっとやっぱりマニュアルをしっかりとつくって、先生方の共通理解と、それから、子どもたちも、自分で、前も言ったのですけども、自分の命は自分で守るという観点から、自分はどうすればいいか。小学校1年生であってもどうすればいいかということを、日々やっぱり指導する必要があると思いますので。

全体的な防災というのでしょうか。ことを含めて、学校側には再度検討するようにということは伝えてありますので。

今後、その取り組み方に期待をしたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） この防災教育に対しては、生徒もそうなのですが、父兄との関係もやはりきちっとやるべきではないかと思いますので、そこら辺も進めていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

そのほか、教育費について、ご質問をお願いします。

よろしいですか。

質問がなければ、次に進みたいと思います。

次に、11款災害復旧費、170ページから、14款予備費、172ページまでを一括して質問を受けたいと思います。

内容説明はございません。

即質問を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないということでございますので、次に進みたいと思います。

次に、歳入全般から第4表の地方債まで。

第2表継続費、8ページ、第3表債務負担行為、9ページ、第4表地方債、10ページ。

それと、歳入全般、13ページから37ページまでの質疑を受けたいと思います。

これも説明がございませんので、質疑を受けたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 2点ほど。

まず、税金等の滞納者への行政サービスの制限というかな。予算書で特にないのですけ

ども、税金とか使用料等滞納している人いますけども、きちっと払っている人と公平な行政サービスを受けるというのは平等ではないのではないかなということ、全国的にも道内でも十勝管内でもあるのかな。

やっている町村結構ありますよね。

うちもそろそろそういった形の取組みというかな。必要でないのかなというふうに思っています。

そこら辺についての今後の考え方について、説明願いたいなと思うのと、もう一つ、ふるさと納税制度ですね。

これ、予算書で寄附金の1,000円のところかな。ちょっとよくわからないのですが、この制度、非常に有利というのか、いろんな控除が大きくて、何と言うかな、地元に住んでいる人も対象になるのですよね。

いろんな形で寄附来ますよね。村へね。村長のところにお世話になったと持ってくる人もいれば、各課に持ってきたり、いろんな形で来るのですけども、このふるさと納税制度を利用した中での寄附を受けるというかな。そういうすることが寄附した人にもかなりあれなのでしょうけども、こういう制度がありますよという形で、庁内にきっちとPR体制というかな、そうすることによって、住民の人も、あんなほど、こういう制度あるのかということとわかると思うので、そこら辺、PR活動とあわせて、今後、積極的に、庁内に取組む必要があるのかなと思って、そこら辺の考え方について、2点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 1点目の滞納者へのサービスの抑制に関してなのですが、本村でそのこと自体に踏み込んで取組んでいるわけでは、今のところはございません。

ただ、制度上、管内の税務の担当者会議等では、当然滞納を減らすための手法も含めて、そういったサービスの制限というのも必要なのではないかなということが議題として当然挙がってきていますし、管内の町村でもそういったことに取組んでいる町村も実態としてございます。

管内すべてそのことについて取組みきっているわけではないので、もうちょっと状況がみたいなど。みたいなどというのは、村としてはまずはその滞納者に滞納しないで少しずつでも制約を入れても納めていただくということが非常に重要だというふうに思いますし、またそれでも悪質滞納者はいらっしゃいますので、そういったケースにあたっては、例えば、そういったサービスの制限というところにも踏み込まなければならないのかなというふうにも思っています。

まだちょっと研究段階ということにはなりますけれども、管内町村の状況、または全道の状況なども検証の対象としながら検討はしてみたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ふるさと納税制度についてですけれども、庁内に職員に対する周知というのは、改めてやったことはないかなと思います。

対象は村外にお住まいの方が中札内村に寄附をいただいて、それがふるさと納税制度として税の控除を受けれるということとありますので、村としては東京、札幌、帯広のふるさと会の会員の皆さまに、ふるさと通信というのを総会などの場に合わせまして発行しているのですが、ふるさと通信の中に、この無料をということでPRをさせていただいているところとあります。

○議長（高橋和雄君） 村内の人でもふるさと納税というのは可能ですよね。

その辺のことを聞いたと思うのですけれども。
暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） ふるさと納税は、基本的には寄附金控除ということになりますので、例えば、中札内村に10万円寄附してもらえれば、そのほとんどの10万円が所得税と住民税でその方に税として戻っていく。所得税と住民税合わせてですね。

例えば、うちと違う地方公共団体に寄附した場合も同じように戻るということで、ふるさと納税という名前を付いているだけで、あくまでも税金の寄附金控除ということが正しいということでございます。

○議長（高橋和雄君） 普通の寄附金もふるさと寄附金も控除的には同じだという答弁だったと思うのですが。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 僕はちょっと違う方に捉えて質問していたのですよね。

ふるさと納税の形、所得税から引かれたりいろいろあるよね、基礎控除。

一般の寄附と同じではないと捉えていたのですけども、同じだということですね。

それで有利な制度なので利用したらどうなのかということなので、それが同じであれば、何も同じでいいのですけども。

ちょっと勉強不足だったのかもしれないけど、そこら辺。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 今、知本議員が言われていた一般の寄附というのは、例えば、社協さんとかポロシリ福祉会さんとか、そういう団体の寄附とは違って、税金が戻ってくる率の大きいというのがふるさと納税という名前で、それはあくまでも地方公共団体、国に限られています。

だから、普通の寄附と考え方同じなのですが、ふるさと納税の方が納税者にとっては戻る率も多いですよということです。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） そういう理解同じだったと思います。

そういうことで、もっとPRをしたらどうなのかという質問なのですよね。

わかりました。

○議長（高橋和雄君） 同じ寄附をするのだとすれば、ふるさと納税で寄附した方がいいのではないですかということをPRした方がいいのではないですかという、今意見だったと思うのですが。

考え方。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今、渡部補佐の方で説明したのが、基本的には地方自治体に対して、その寄附行為をした者については、どのような、ふるさと納税のふるさと寄附金

ですよとやらなくても、税額控除は全部ふるさと納税の寄附金と同じように税額控除されるということですね。

ただ、一般の寄附でいろいろな団体に対して寄附される方も当然いらっしゃいますよね。そういったものとはどうしても差が出ると。

ですから、PRをするとすると、そういった団体よりも市町村にどんどん寄附をしてくれば、そういった税額控除が受けられますよというような、ふるさと納税のPR自体は、そういったことでふるさと寄附金として市町村に寄附をしてくださいというふうにもともとと言っていますので、それは村外からも全部そうなので、そういったPRは広報等でもふるさと会等に行ったときにもそういった寄附の周知をして、実際寄附金をいただいているケースがあると。

ですから、村民の皆さんがその寄附をしたいと思われる団体が、市町村以外であれば、それを市町村の方に持ってくるというわけにもやはりいきませんし、それはご本人の考えですが、PRの仕方としては、市町村に対して寄附を行ったものについてはそういう税上の優遇措置があるという理解だというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 公共団体に寄附した場合には税率は変わらないという答弁だったと思うのですが。

渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 申しわけありません。ちょっと説明が不足しておりました。

他町村の住民が中札内村に寄附することによって、その人の寄附金控除というのは、例えば、更別の方、帯広の方がこちらに寄附をしてくださると、その方の住民税は帯広から逆にその方に戻ります。

そうすると、うちの村にとっては、その分お金が入ったという言い方は変なのですが、入ったことになります。

ただ、中札内の住民の方が寄附されれば、その他町村の方が寄附したより、中札内から返すことになりますので、同じことに結果的にはなってしまうのですが、それでふるさと納税という意味は、他町村の方が中札内にどんどん寄附していただければありがたいという意味でつくられた制度だと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点だけお願いをいたします。

30ページの動産売却収入でございます。

確か本村の村有林ということで1,300ヘクタール弱かな、今もあるというふうに私は理解をしておりますが、その中の立木売却910万円というこの数字ではないのかなというふうに思いますが、いずれにしても、村有林の管理ということにおいては、村有林施業計画に基づいた管理が行われているのかなということで理解をしておりますが、その村有林売却ということで910万円ですが、この売却の箇所と樹種、林齢、面積、立木材積等について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 30ページ、立木売却についてですけども、ここには産業課所管する分と教育委員会所管する分が含まれてございます。

私の方から、産業課の立木売却について説明いたします。

議員おっしゃったとおり、施業計画に基づき、皆伐による売払と間伐による売払がここに含まれております。

まず最初に、皆伐の方なのですが、場所は新札内南、旧スキー場の奥になります。

このほかに、2ヘクタールばかり防風保安林あるのですが、主は新札内南になります。

樹種はからまつです。林齢は51年から61年。材積につきましては、予算時において標準地調査を行っていますので、そこから面積を掛けて、材積を出しています。

実際、売払するときは、毎木調査を行います、予算時はそのような形をとっております。

皆伐の総材積が1,930立米。こちらの売払予定代金が606万円になります。

面積が、皆伐分が合計7.66ヘクタールです。

続きまして、間伐の方なのですが、こちらは、南札内の、今回農協から取得した山、あそこ南側、作業道入っていくところなのですが、あそこ21.04ヘクタール、からまつの41から43林齢です。

同じように標準地調査を行いまして、面積を掛けて材積を出しますと、630立米。

予定売払金額が274万円でございます。

産業課の分は以上です。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 教育委員会の立木の売払については、予算の概要説明でもお話したとおり、文化創造センター東側にあるからまつ林の伐採の分で30万円を計上させていただきます。

ちょっと、材積等については今資料ないのでお答えできません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そうしますと、先ほど、産業課長言っていた一部2ヘクタールは防風林というのは、それは606万円の中に入っているのかな。

その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 防風保安林の皆伐するところ2カ所についてご説明いたします。

1カ所は、協和東1線のところでして、こちらが面積が0.56ヘクタールです。

もう1カ所が、南常盤東3線の防風保安林でして、こちらが1.62ヘクタールです。

金額は先ほどの606万円に含まれております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

1時間が過ぎましたので、休憩をとりたいと思います。

15分まで休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

歳入全般、それから、継続費、債務負担行為、地方債、それぞれ質問を受けたいと思います。

質問はございませんか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） それでは、前回も質問したと思うのですが、たばこ税についてちょっと聞きたいと思いますが、今年度見積りで前年度は2,400万円ですけど、今年2,760万円ということで増えていますけれども、今まで通り、ずっと増えてきているということでこういう予算を立てたのですか。

とりあえずそれだけ伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 今、北嶋議員からのご質問でございますが、今年度の決算見込みでおおよそ2,800万円になるだろうと見込んでおります。

税率、去年上がったときで落ち込んだ分も、ほとんど平均的に上がってきていますので、今年度は、24年度は2,760万円で見込ませていただいております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） たばこ税2,700万円予定しているようですが、予算の中で皆さんの前向きな意見の中ではいろんな要望があったと思うのですが、それも予算のうちですけど、こうやってはっきり数字に見えたたばこ税に対して、たばこに対しての使う金というのはあるのですか。

村民がたばこ吸っている人のために使う予算というのはありますか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） たばこ税についてはご承知のとおり、特定財源ではなくて、一般財源ということですので、村の一般会計全体の中で、村政全般に対して使われるということで、具体的にこのことに使うという部分については、予算上ございません。

○議長（高橋和雄君） ないということです。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 一般財源入るから、たばこ吸っている人にも使っているのではないかということにもなるのかもしれないですけど、ちょっと前回もいろいろ言いましたけども、やっぱりたばこ税に対して少し考えてほしいのですよね。

今回、会議中もそうですが、自分で表に行ってたばこ吸って、よそから見たらどんな感じになっているのかなという環境の問題と、それから、今盛んに言われているのは福祉会館の問題です。

福祉会館、葬儀なんかいっぱいあるのですが、あそこにたばこ吸う人がたくさん行っているのですよね。

あそこで本当に吸うのがいいのかという話も出ているのですよ。

それから、役場庁舎内もそうですが、職員の吸う方もたくさんいられると思うのですが、あの渡り廊下の寒いところで吸っているのですけども。

これ、少し考えてほしいのですよね。

2,700万円っていう数字が出ているのですから。

これ全部使えとは言わないのですが、何かその辺の前向きな考えの中で、たばこ税を使っていたきたいなという部分あるのですが、いかがですかと言ったって、多分同じ返事返ってくると思うのですが、何とか、どうなのですかね、村長、これ、せめて村

民がたくさん使う場所。それから、この庁舎ぐらいは何とかたばこ税の中から使っていたきたいなと。

それから、今、週刊誌なんか自分がこういう状況にありますからよく言いますけども、吸う人も吸わない人も心地よい世の中をつくろうと、こういう動きが出てきてます。

今、どこの空港の中でもたばこ吸う場所は1カ所もないところはないと言われて、やっぱりたばこを吸う人に、長旅をする前に一服吸ってもらおうとか、電車なんかでもそうですね。そういう大体駅にもだんだんたばこ吸うところが増えてきたとか、そういう問題がいっぱい、前向きな形の中で出てきていますから。

何とかたばこ税が、予算で去年2, 400万円みているのが2, 700万円。もっと言えば2, 800万円になるのではないかとこの計算をしているわけですから。

何とかたばこ吸う人のために少しは使っていただきたいなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 提案なのですから。

田村村長。

○村長（田村光義君） この論議は本当に平行線で終わって、税の目的はそういうことですから、ここからどうこうということでないことを前提に質問されていますので。

ただ、一般論として、随分、すべてだめよというような論議が先に世の中走ったのかなという感じはします。

庁舎もお金かけてきちんとやれば、きちっとその中ではそういう設備をすればということの含みあるのですが、前に置いてあったような形では、いわゆるその煙が飛散して、吸わない人が吸うことになってしまうということが一番のあれだったと思います。

ただ、施設で特に言われますと、今度使用する、税は全体でうちで買われた人からお金が来ているし、それぞれの施設のこと考えますと、これはちょっと見積もっていませんからわかりません。完全に隔離をするような部屋をつくって、吸引してということが置ける最低の条件のようにも聞いていますので、こういったものは一部改修や何かのときにやらないと、そこだけやるということは多額な費用もかかる。

あるいは、ご質問にあったように、庁舎でどれだけ吸うかということ、否定はしませんけど、議員の方も吸われますけど、職員のために、では、例えば、うん百万円かかるとしたら、圧倒的に職員がそこで吸うとなったときに、一般の住民の方がどう思うかなという、こういう差が庁舎ではあるかなと。

ただ、もう1点ありました保健センターですかね。どこか、よく葬儀等にも使われますから、時間も長いとかそういうことがあって、そういう意見も一つかなというふうに思いますが、あそこもご承知のとおり、改修終わったばかりなものですから、ちょっとすぐどうこうというお答えは出せないのですが、一つの意見としてあるということで、今、全面中は禁止ということの決めで運用していますので。

ただ、現実論としてご意見ある部分については前からわかっておりますけども、何かもうちょっといい方法ないのかなということは再考してみたいなというふうに、答えではありません。再考、決めごとのことがそこまで本当に今見直されているような動きのお話、私はちょっと見ていませんけども、最低限そういうことがあるとすれば、若干検討の余地はあるのかなと。前回については一切ちょっと考えていないというようなお答え出したかなというふうに思いますが、ちょっとそういうようなことがあるとすれば、村としてどうなのか、少し整理は必要かなと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 村長の意見では全面的にだめでないという前向きな理解をしたいと思うのですが、本当にたばこ、一時はものすごい批判された時代もあるのですが、やっぱり今世の中の中で、だんだん吸う人のためにそれなりのものはきちんとしてあげなくてはいけないというものが出てきているはずなのですね。

さっきから言うように、空港だとか、それから駅だとかというのはもうどんどんそういうものをつくってきて、やっぱりたばこ吸う人もいるけども、吸わない人のために害にならないような形の中できちんとそういうものはつくってきているはずだし、大変なことに、この2, 700万円という数字が出ているだけに、これでたばこのために使ってくれないというのは寂しいなと。

もう一つは、一遍につくれとは言わないですけども、少なくともさっき言うように、保健センターからはじめるとか庁舎からとかって、毎年一つずつつくっていったって、2, 760万円ですから、160万円ずつ使ったらかなりのものができるのかなと、そういうふうに思いますので、あまりにも世論も聞いていなくて、少なくともこの小さい村から率先して、たばこ吸う人のために使っていただきたいなと。

それから、うちの村は隣の村からみると、たばこ税1, 000万円ぐらい多いのですよね。

これによると、大手のスーパーがあるおかげで、言うなれば外貨も入っていることですし、そんなことで、うちの村のたばこ吸う人間でなくて、ほかの人のあれもありますので、そういうことで、何とか前向きな形の中でお願いをしたいと。

そういうことでなければ、決算委員会のときも、来年も皆さんの要望はみんな聞いていますので、何回も質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということでしょうか。

答弁ありますか。

答弁はないそうです。

そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

それでは、今までの関係では、一番最後にもう一度全般的に質問を受けたいと思いますので、次へ行きたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計187ページから217ページまでの質疑を受けたいと思います。

これも説明がございませんので、質問を受けたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 国保特別会計の予算関係ですが、特に住民としては24年度、国保税率どうということになるのかなということが率直に言って大変興味があるというか、心配しているというか、そういうことだろうというふうに、私は理解をいたします。

先の議会で、住民課長から力強い24年度については税率の据え置きをすることでの国保の予算を組んだということですから非常によかったなというふうに私は思っております。

実質、税金いろいろありますけども、国保税についてはそれぞれ非常に高いなという、管内的には平均なのかそれ以下でしょうけども、率直なところ、やっぱり第6期あるのですが、払うときに本当に大変な思いで払っているのかなという気がつくづくわかります。

そんなことで、税率の据え置きということもしたのでしょうし、よかったなというふう
に思うのですが、これから国保税率どうなるかわからないのですが、それを押さえていく
ためにはやはり保健指導等の保健活動、これが一番基本になっているというふうに思いま
すので、ぜひ、ここら辺をさらに協力に推進する中で、やはり国保税率が上がらないため
に、執行者もそうですけども、住民活動も活発する中において、やっぱりやっていくこと
がそれぞれ住民のためにもなるなというふうに思いますので、ぜひ、さらに強力な努力を
お願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見のようですが、答弁ありますか。

ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

そのほか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 国保税に対する今年の税率がちょっと上がっているのかなという
ように思いますけれども、この保育料の軽減のときにちょっと私質問したのですけれども、
この国保税に対しても、今年の課税所得の計算が変わりましたでしょう。控除額が0歳か
ら5歳まででしたかしら、控除額が0で、15歳から18歳までが額が低くなった。

そういうようなことがありましたので、そういうような世帯に対して、この影響が、こ
の国保税にもあるのかどうか。

この税金に対しては、国保税もそうですけども、村民税ですとか国保税、介護保険もそ
うですし、後期高齢者もいろいろな面でこの税金のことにはかかわってくると思いますけ
れども、そういうような点で、この国保税も関係があるのかどうか。

その点をちょっとお伺いします。

そして、関係あるとしたら、どういう状況で伸びたのか、少なくなったのかということ
がわかればお願いします。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まずご質問の前半のところでありました国保税率につきまし
ては、平成24年度については23年度と同じということで、税率自体は引き上げを行っ
ておりません。

ですから、23年度以前と24年度の予算については、税率は同じということでござい
ます。

年少扶養控除の廃止の関係です。

今、ちょっと手元にその資料、ちょっとないので影響が実際あるかどうかというのはち
よっと今調べておりますので少々お待ちいただきたいと思いますが、24年度の予算書
の中で、国保税自体が伸びているということで、その伸びている理由なのですけれども、基
本的に国保税の増加要因というのが、前年度にも記載されている数字自体が、平成23年、
今年のこの時期、同時期ぐらいの賦課額、つまり23年の2月ですから22年度分のちょ
うど徴収している最中ですので、最後に月ぐらいでするので、そこでの調停額をもとに、翌
年度の数値を押さえて、23年度の当初予算額というような推計をかけています。

ですから、この前年度の予算、23年度の予算自体の掴まえている時期が、まだ賦課が、
つまり所得が確定していない当然段階で掴まえておりますので、現実問題、23年度の、
前年度の当初予算に計上した国保税に対して、補正予算の中で約800万円ほど実際には
増収だったというような流れになっています。

ですから、前年度の当初予算の比較と24年度の比較をしたときに、24年度の予算を算出するときに、23年度が伸びているという、さっきの800万円、伸びているという状況をもって、24年度の当初予算を算定していますから、23年度の当初予算と24年度の当初予算を比較したときには、700万円程度増加しています。

その理由は何かということになりますと、基本的にはその算定の基礎である所得がある程度想定したよりも伸びたということが基本的な原因かなというふうに思います。

それと、23年度の税制改正で、医療費分だとか後期高齢者支援分、介護分それぞれ限度額が引き上げられておりますので、その分の影響も中には含まれている可能性はあると思います。

ある程度そのことは推計して23年度の予算を立てましたが、現実問題、賦課にあたっては伸びている部分はあるかと思いますが、そういったものを含みながら、所得の増とそういったものとで前年に対して七百数十万円伸びたということでございます。

追加して、年少扶養控除の影響でございます。

年少扶養控除の影響については、国保税については所得の把握の段階では年少扶養控除の分、控除される前の所得でありますので、それは影響がないということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） その税の方についてはちょっと理解しづらい部分もありますけれども、また、後、個人的にわからないときには聞きに行きますので、よろしく願います。

では次に、214ページの特定健康審査の事業についてなのですが、このことで、ここ2、3年国保特定検診を受けた人とその割合、率、それをまずお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、国保特定検診の実施の率について、これは20年度から実際やっております。

20年度につきましては40%、21年度が39.1%、22年度が36.5%という状況になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 何か年々下がっているという状況が伺われました。

そこで、たまたま2月号の広報に、この国保の特定検診の結果でいろいろと出ておりました。

そこで、この広報の中を見ると、糖尿病に関する結果が出ていまして、この糖尿病予備軍、もしくは糖尿病と思われる人がそのどの世代でも、男女問わずどの世代でも1位であったというような結果を出てましたけれども、私もこれを見てびっくりしたのですけれども、それも中札内の場合は検診の結果、予備軍であったり糖尿病であった人を全部含めて検診を受けた人の84.4%がその糖尿病に関して何らかの不安を持っているということが出ておましてびっくりしたのですけれども、全道的に比べても中札内がそういう不安を持っているというか、今後の病気に対する、糖尿病の病気に対する不安を抱えているのだなということがありましたけれども、これに対して、村として、この改善に向けてどういったことをこれからするのか。今までしてきたのかという、そういうようなことをちょっと

お聞きしています。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 食生活の部分で言うその心配な点ということで、その結果糖尿病という形になってくるのですけれども、全体的にその病気の率の中で一定の心配は糖尿病は多いですよという、そういうところはあると思います。

ただ、それを中心として、この特定検診をやってございます。

それで、率は若干下がってはございますけれども、下がっているのは、一番の原因は検診を受けて治療の方に結び付いた人が何人か出てきているということで下がっているという場合もありますので、一概にはないのですけれども、全体的に見ても、中札内村が特に受診率が悪くて病気の人が多いというそういう状況ではなく、逆に受診率も十勝管内でいけば、ある程度のところにおりますし、その病気の率や何かにつきましても、十勝管内でいってもかなりいいレベルのところにいるという、そういう状況だと私どもは把握してございます。

ですので、全般的に改善するところは、それは多々ございますけれども、特にそれが中札内が落ちているというそういう認識は実はしていないところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） では、中札内はそんなに、全国的にいつでも悪くない、十勝管内でも悪くないという状況の中で、この数字はでは、そうすると、何なのかなという素朴な疑問を持つのですけれども。

本当にどの世代でも男女問わず、糖尿病の病気とか予備軍を表すのに、ヘモグロビン A 1 c という値が使われるのですけれども、そのヘモグロビン A 1 c が本当に高い人が多い。

このことに対してはやはり指導ですとか、糖尿病になっている人はやはり病院に行ってもその治療をしなければいけないということなののですけれども、その予備軍と思われる人たちをしっかりと糖尿病になっていかないような指導なり改善をしていかなければならないのではないかなというように、私はこの広報を見て思ったのですけれども、そういった考え方は、私の考え方は間違っているでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 糖尿病になる確率というか、そういう心配のところは全体的に広報に出ているように、そういう心配はありますよということはまず当然のことでございます。

ただ、その方たちに対して、例えば、そういう方たちが、例えば検診を受けて、ちょっと心配な方、動機付けの方、積極的な方という該当のところがございます。

その方たちに対して、フォローが全くないのかというと、実はそういう方たちに対しての 60% 以上の人たちはフォローを受けて、必ず面談や何か、中札内村の方たちは受けていただいております。

これは全国の目標値の越す勢いで受診されていますので、中札内村の場合で、そういう病気に気になる人たちはきちっと受けていただいている。

これは北海道でも指折りの率になっているのではないかなと思っております。

ただ、それは国保で 40% 程度の方が受けた中で出ている数字でございます。

ただ、全体のことではまだそう思っている方いらっしゃるかもしれませんが、ただ、そうやって出てきた方たちに対してのフォローや何かは、かなりのレベルで中札内村はやらせていただいていると、そういうことでございます。

○議長（高橋和雄君） 6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） わかりました。

では、このことに対しての指導なりフォローはしているということで捉えました。

ぜひ、これからもそのことは進めていっていただきたいと思いますし、今回、スポーツクラブのピータンクラブが設立されましたので、そういったことのつながりを持ちながらも、そういうようなことの活動ができればなと思っております。

やはり、私もちょっと心配な、糖尿病に対する心配な者の一人として、やはり食事と運動というのはもうこの糖尿病に対しては積極的にやっていかなければならないことですし、この糖尿病になってしまって、本当に腎不全などを起こしますと、透析につながりますし、失明など大きな病気につながっていきますので、そうならないための、やはり意識付けもしていかなければいけないのではないかなというように思っていますので、そういった点を十分皆さんにわかっていただくような指導をしていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、答弁ありますか。

ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

そのほか、ご質問ありますか。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） 国保税の滞納者がいるかいなか、まずそこと、あと、いた場合に、徴収方法ですよね。具体的に村としてどのようなふうに行っているのか。

あと、そういう対象者に対して、いわゆる止め置きであったり、あと、資格証、短期証の発行も含めて数字がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 国保税の滞納者に対するその徴収の在り方について、まず先にお答えをさせていただきます。

具体的な滞納者数、ちょっとどの時点でということがあるので、今、当初予算ベースで滞納者がどのぐらいいるかということだけ、ちょっと今調べに行っておりますので、その点だけちょっとご容赦いただきたいと思います。

国保税だけをとり、他の税目等と滞納者に対する取扱いが異なるということではございません。

これは村税と一般、全ての税目については、滞納された方について、個別に訪問をしたり電話をかけたり、なかなか納めていただけない方については、納税制約という約束ごとを入れてもらって、都度、本来であれば期ごとに納めていただく部分についても、毎月これだけのお金だけでも頑張って納めていきませんかというお話をさせていただいて、できるだけ納めるような算段をするようにしております。

ですから、国保税の場合、ご意見にもあったように、短期証の発行とかということもあるのですが、今現行では、その短期証を発行してできるだけ役場の方に足を運んでもらうと。つまり、更新の場合には役場に来なければなりませんので、そういった対応をとっているケースに至っている部分については、現在のところはないということでございます。

現滞納者数については、少々お待ちいただきたいと思います。

申しわけございません。

○議長（高橋和雄君） 滞納者については後ほど答弁させていただきます。

よろしいですか。

そのほか、ご質問あれば出していただきたいと思います。

いいですか。

質問がないようですので、国民健康保険特別会計の質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計 219 ページから 254 ページまでの質疑を受けたいと思います。

質問はございませんか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 介護保険特別会計の介護保険料についてでございますけども、平成 24 年度以降の第 1 号保険者の介護保険料の基準額を 2,900 円に据え置くと、こうしているわけですが、今後 3 年間の運営に伴い、現在ある基金 5,045 万 6,000 円から 2,800 万円を繰入する計画になっております。

そうしますと、残りの基金が 2,245 万 6,000 円ということになります。

2,800 万円ということになりますと、月額保険料に換算をいたしますと、約 740 円になるというふうに思います。

この状況でいきますと、第 6 期ということで平成 27 年から 29 年になるわけですが、そういった近い将来において見込み違いが出てきますと、基金が底をついて、その時点になりまして大幅な保険料の値上げということも想定をしなければならないということになるわけですが、そこら辺の考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今、黒田議員おっしゃいましたように、今回、2,900 円という形で据え置くことにし、その理由としまして、基金から繰入ということで、次の第 6 期のときになると 2,200 万円の残金になってくるという形になります。

ですので、このままの計画でいきますと、次のときには基金が底をつくような形になりますので、ある程度の見直しが必要になってくるのかなと思いますけれども、ただ、中札内村の場合、今回の計画もある程度のものを見させていただいておりますけれども、そのみたものよりも幾分、例えば、施設の利用や何かにつきましては、今まである程度見込んだものよりも若干低い形になってございますので、そんなこともありますので、基金が 2,800 万円、3 年間使われるのかというと、3 年間で 2,800 万円使えるのかとなると、その辺はもしかしたらうれしい方の誤算がこのまま継続されるのではないかなとも思っております。

ただ、言われるように、きちっとこの計画通りいくと、次年度のときには幾分かのきちっとした見直しが必要になってくるのは事実でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 今、課長の言うように、そういう形で動いていけば、基金が 2,800 万円使わないで非常にいいということになるわけですが、私は最悪を想定しているわけではないのですが、今申し上げたとおり、2,800 万円ということで聞きますと非常に大きい金だなというふうに思いますが、計算をしますと 740 円にしかならないと。

十勝管内においても、今回、大幅に 1,000 円、2,000 円上がっているところも現実あるわけですね。

それについて、この部分については介護保険の各種サービスの提供、あるいはまた利用

者の意向等によって大きく毎年変化していくものであろうということで、先ほど申し上げましたが、残り2,245万6,000円の基金と、これを計算しますと600円の部分しかないということで、決して総額で2,800万円、2,200万円という大きい数字を言っていることではなくて、そういうものも想定した中で、やはり基金がなくなってしまおうと一気に介護保険料が、ほかの町村でも出ているように、1,000円だ2,000円だということで上っていくケースがあるわけですから。

今年の場合、2,900円ということで据え置くということですから、これは致し方ないのですが、さらにそういう動向も踏まえて、これずっと続くことですから、そんなことも一気に値上がりがないようなことでの調整というのかな、そんなことをしていく必要性があるのではないかなというふうに思っていますので、その辺、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 基金の状況などからいけば、そのような形に本当になってくるかなと思います。

ただ、中札内村の場合、今回2,900円で据え置かせていただきました理由につきましては、まず介護保険の対象となる認定を受けられた方、65歳以上の方、1,000人ちょっと中札内にもおられますけれども、実際受けられている方が170人ちょっと、180人切るぐらいな方での推移になってございます。

この率はかなり低いもので、中札内村のお年寄りはすごく元気で頑張っている方が多いというところが中札内の特徴だと思っておりますので、その辺のところがずっと頑張って、さらに継続していけば、そういう心配の部分が少しずつ減っていくのではないかなと思っておりますので、そういうところも中札内独自のそういういいところはそのまま伸びていってほしいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、そのようにして介護認定を受けても利用する人が少ないということが、この2,900円でこれから3年間続けられるというような、私は受け止めをしたのですけれども、それは私は、なぜそのような、利用しないかということとそういうサービスを受けれる環境にないということに私は感じるのですよね。

ということは、認定を受けて、例えば、入浴サービスを受けたい、もしくは医師の往診を受けたいといっても、そういう受けられるサービスの状況にないということが一つはあるのではないかと思います。

そして今回、このパブリックに出しました第5期計画、この計画案を住民に出しまして、パブリックを受けたと思いますけれども、まずこの中で、パブリックに何か意見があったかどうかということも含めて伺いたいのですけれども、この計画を見ていると、今までなかった介護サービスも、今期は介護サービスを提供しますよというような内容が多々ありました。

そんな中で、やはり受ける項目は設けたけれども、受ける事業所がきちんとそれに見合っているのかどうかというのは私すごく疑問に思ったのですよね。

例えば、今言った往診のことに對しても、今までは計画になかったけれども、今度は計画に入れましたとなりましたら、その、では往診していただけたところはどこなのかというようなことがしっかりと確保しないと、それが計画上では謳ってあっても、それが利用

できない状況になるのではないかなというように思って、この計画書を見ました。

そのことについてちょっとお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 一つ訂正させていただきたいのですけれども、私、介護の170人から180人での認定を受けている方がそのぐらいで現状いますよと、これは少ないですよというのは、介護が必要だといって介護認定の審査を、介護をするのであれば介護認定を受けますよね。その方たちが170人か180人ぐらいしかいないということなのです。

ですので、ほしい方は皆介護認定を受けてサービスを受けるのですから、その方自体、介護が必要だと思う方自体が中札内の場合は少ないということですので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

ただ、介護の認定は受けてでもサービスは利用しないというのは、例えば、住宅改修や何かそれだけでとりあえず終わらして、後はしばらくいいわという方もいらっしゃいますから、介護の認定を受けたけれども、今はサービス受けていないという方も中にはいらっしゃいますけれども、それは少数の話でございます。

そんなことで、もともといろんな人いただきたいのは、もともと、65歳以上の方がいて、その中で介護を必要とする人が、中札内の場合は少ないのだということを言わせていただきたい。

それと、パブリックコメントの中でのご意見につきましては、何もございませんでした。

それと、あともう1点いろいろ言われていましたけれども、必要なサービスがあるけれども、その利用ができない。中札内村の場合、こういう田舎でございますので、きちっとした、いろんな都会と同じようなサービスが受けられる環境にないのは事実でございます。

ただ、それとこの介護保険料の差のその部分でお金がどうのこうのというレベルではございませんので、それに替わる一つの介護のサービスが手厚く行われているというのが中札内村の実態だと思いますので、その辺、病院だとか医療関係の部分については、中札内村ではどうしてもサービスは薄いのは事実でございますけれども、それにかわるほかのところでのやつの中で目配せができるようなサービス、それが中札内の場合はあるのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 2,900円というのは本当に十勝管内では最低の額だと私は認識しておりますけれども、その中で、今、中札内のその介護を受けている人たち、また、予防に対して頑張っている人たちに、やはり十分なそういうような手が行き届くようなことをしていかないと、介護料が低いからいいということにはならないと思いますので、その点努力していただきたいと思います。

それと、私、このパブリックコメントに出したこの冊子がとても見づらかったのですよね。

本当に今までの実際の現状があって、大分後になってこれからの計画があったので、まず現状を見て、それから計画を見るためにはページをずっとめくってどうなっているのだろうと思って見たので、私、このパブリックコメントに出したこの冊子はとても見づらく思ったので、現実がこうであるから、これからの計画はこうなるのだという一覧性を持ったつくり方ができなかったのかなということをおもいました。

例えば、介護サービスの内容があります。ここでいくと、介護予防支援という項目がありましたら、それはどのような内容なのかということが書かれていました。

そして、現状はこうであった。

だけれど、今後また、大分ページをめくりますと、これからの計画が同じようにまた載っているのですよね。

ですから、このちょっと計画書のつくり方に対して、ちょっと研究をしていただきたいなと思ったのが私の感想なのですけれども、そういったことの工夫、どうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この介護計画につきましては、かなりボリュームもあるものでございます。

ボリュームの中身につきましては、前回の計画の踏まえた形で次の計画をつくるということが基本になってございますので、前回の計画の状況、それをまず1回載せた形になっていますので、どうしてもその部分が厚くなってしまいます。

それを踏まえて、今後、24年から26年度までというような形でまた同じような計画。ですから、同じようなのが2回載るのですね。

この辺のところは本当に見る人にとっては何か一本化できないのかなとは思いますが、けれども、何ともこの辺のところのやつは、この計画自体はこういう形でつくらせていただきたいと思っています。

ただ、今回も本当に申しわけなかったのですが、そういうものにつきましては、概要表や何かを今度ちょっと作成させていただいて、そういうわかりやすいなものにつくって、何か提示したいなということで、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 課題として受け止めたようでございます。

12時になりました。

1時まで暫時休憩をしたいと思います。

1時から再開をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、会議を続けたいと思います。

最初に資料が配られていると思いますので、その説明をお願いしたいなと思います。

大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 午前中、黒田議員から要求のありました交流の杜の平成23年度と24年度の指定管理に出す委託料の予算内訳について、資料を配布させていただきました。

24年度予算、総計の欄見ていただければわかると思うのですが、予算計上額と2,000円ほど下がった資料となっております。

これは予算編成後も新たな体制で、どういう形で行っていくのがいいかということ。また、3年間の実績を通じて、新年度の体制についてということで、これまで継続的に調整を行ってまいりましたので、今回の資料は一番実効性のある新たな資料を提出させていただいておりますので、若干下がるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） この件について、ご質問ありますか。

ないということで、続けて介護保険特別会計についての質問を受けたいと思います。

質問はございませんか。

ないようですので、介護保険特別会計についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計 255 ページから 265 ページまでの質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 今年度、24 年度から保険料率が改正になるのかなというように思いますけれども、どのような改正になるのか。

また、対象者にはどのような影響を考えられるのかということをお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 後期高齢者医療保険料の率の改定であります。

後期高齢者医療保険料については 2 年ごとに見直しを行ってまいりまして、24 年度の改正については、24 年度、25 年度分ということで、この 2 カ年分を推計をかけて保険料率を改定してきております。

まず、均等割と所得割で賦課をしておりますが、均等割については、現行 23 年度が 4 万 4,192 円、年額です。

これが 24 年度、25 年度については、4 万 7,709 円、3,517 円の増加と。

所得割につきましては、23 年度が 10.28%、24 年度、25 年度が 10.61%、0.33% の増でございます。

さらに賦課限度額が 23 年度については 50 万円、24 年度、25 年度については 55 万円、5 万円の増ということで、その保険料が実際計算されたときにどの程度の増加になるかということで、年金の収入のみで収入を算定をしたときに、年額の保険料がどの程度上がるのかという、何ケースかのみちょっと説明をさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療の保険料についても、保険料の軽減がございますから当然その軽減対象になっている部分については軽減した後の保険料ということで押さえていただきたいと思います。

まず、年金収入が 80 万円。この場合については、均等割の軽減が 9 割となります。9 割軽減となりますので、年間の保険料については 4,400 円。

これが今回の保険料率の引き上げですと、4,700 円となりますので、年間で 300 円と。

次は、年金の収入が 250 万円。この場合については、軽減がかかりませんので、平成 23 年度の年間の保険料が 14 万 3,900 円であったものが、24 年度、引き上げ後については 15 万 600 円、6,700 円の増ということになる予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） この対象者はだんだん増えていくということが予想されますし、今回、大体対象者が何人ぐらい、後期高齢者ですから 75 歳以上というように思いますけれども、何人ぐらいいるのかなということもありますけれども、たまたまやはり、この後期高齢者医療制度は、半分が国が負担して、残りの半分を若い世代と後期高齢者が担う、保険料として払っていくというのが、私はそのように認識しておりますけれども、このよ

うにして、高齢者が増えれば増えるほど、この高齢者の負担が増えていくということで、この税の改正がされていくというように思っていますけれども。ということは、だんだん高齢者に負担もかかる仕組みになっているというような理解をしております、今回もかなりの額が上がるのかなと思っております、高齢者、年金の中でやっていくのにはだんだん厳しい状況にあるのかなと思っておりますけれども、この制度が、こういうようなことで理解をしていかなければならないと思っておりますけれども、これから何か新聞でなくて、広報か何かでこの説明が行われるというようなことが、村民に対してですね、対象者に対して説明があるというようなことがありましたけども、この中でやはりそういう制度だということを理解してもらわないと、なかなかこのことの理解というのがなければ、なんで保険料が上がるのだろうというような不安に陥っている人がいるなという気がするのです、そういったことも含めて、丁寧な説明をしていただきたいなということです。

この制度はこういうことであるので仕方ないなというように受け止めていますけれども、今の状況がこれだけ上がるということがわかりました。

○議長（高橋和雄君） ご意見として承りますが、ありますか。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 中札内村のこの後期高齢者医療保険の対象者数です。

22年度決算、毎月異動がございますので、平均ですが546名の方が対象となっております。

男澤議員から言われましたとおり、住民の皆さんには説明をしなければならないということで、今月の27日の日に、後期高齢者広域連合の方から担当来ていただきまして、決めているのが後期高齢者広域連合の議会の中で決定をされたというふうに聞いておりますので、そこの担当者に来ていただいて、村内の対象の方、または今後対象になられる方に通知を出させていただいて、この保険料のことについては説明をする予定となっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問いただきたいと思います。

ありませんか。

ないようですので、後期高齢者医療特別会計については、ご質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、簡易水道事業特別会計267ページから292ページまでの質疑を受けたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、簡易水道事業というか、私の方で提案というか、こんなことを研究してみたらいいのではないかなというようにございますので述べたいというふうに思いますが、簡易水道事業あるいはまた、広域水道事業ということで、水の関係についてはどちらも二つで該当していくわけですが、それを利用した小水力発電についてでございます。

今の電力事情、さらにはまた、今後の状況として相当厳しくなってくるのではないかなというふうに想定されますが、特に北電においては泊原発ということでかなり遠いところですけども、そんなことが動くのか動かないのか、これからですけども、例えば、止まった段階では電力が足りなくなるということで、節電というのですか。そんなことも出てくるなということが考えられるわけですが、いずれにしてもクリーンな水力エネルギーを利用した発電設備を、水道施設ということで、私もよくその辺はよくわからないのですが、

例えば、取水池から導水管が走って浄水場に行きますよね。浄水場から配水池を通して、配水管、そして家庭ということで、大きく言えばそんなことになると思うのですが、導水管辺りになるのかな。そういう水流を利用して発電することで、CO₂排出の削減を図って、環境負荷の低減に寄与するという、こんなことを各地というか、全国的にあちこちで、インターネットで調べますと、そのようなこととございます。

そういうことでありますので、本村の簡易水道あるいは広域水道においても、そういったような観点に立って研究してみる価値があるのではないかなというふうに、私はちょっと感じておりますので、やるかやらないかは別としましても、一つの考えとしてはいいことなのかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺も、今日明日ということではないですけれども、ぜひ、余裕あるときに検討することも非常にいいのではないかなということを思いますので、その辺の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 提案だと思いますが、答弁できますか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 水道施設を使った小水力発電設備ということで、うちの方も今回のこういう地震等を受けて、ちょっと担当の段階でどんなものできるかというのを検討したこととございます。

検討というか、調べたことがございます。

それで、インターネット等を使って、全国的にどういう設備ついているのかというようにすることも調べて、担当段階でどんなものがあるかというのを調べました。

それで、うち、南札内のダムのところに取水がありまして、そこから導水管を使って、南札内浄水場の出口のところにそういうような機械も取り付けるのは可能だというふうになっておりますけど、なにせそういう設備、設備するとなると4,000万円から5,000万円の金額がかかるというふうに載っておりました。

それを発電して、年間発電にするとどれぐらいのものになるかというのは計算しておりませんが、大体20年がかかった経費を償還するとなると、1年間発電して、うちでその電力を使う分と、年間の維持管理費等を差し引いたときに、ざっと計算して150万円ぐらいの赤字になるというような試算も、ちょっと、担当段階ではしてみたこともございます。

付く付けないということは別にして、そういうちょっと研究ですか。そういうのもどんなものかというふうな。

法律が変わりまして、20年から電力設備や何か等設置するときに、主任技術者だとかそういうようなものが、簡単な簡易なものにはいらなくなったというのもありまして、全国的に浄水場等にいくらか、数件ですか、付いているような現状でということを押さえている。この程度なのですけども、そういう状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 概略、調査しているということですよ。

よく僕もわからないのですが、四、五千万円というのがどういう規模なのかね。あるいはまた、かなりまだ縮小した中で、本当に簡易的なものができるのかどうかね。

詰めていくといろんなことがあると思うのですが、うちの簡易水道事業では、そんな大きな規模でないのですけども、例えば、広域水道ですか。ここで論じることではないのですけども、機会ありましたら、そういった広域水道、大きい施設の中で取り入れると、電気代あたりはかなりかかっているというふうに思うのですが、そんなことも話題提供して

もらいながら、今の状況を考えると、検討することもやぶさかではないのかなということだと思いますので、ぜひ、そんなことで広げていただければなというふうに感じております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 広域水道企業、聞くところによりますと、広域水道企業団の方でも一時そういうような検討もされていたところでございますけども、検討の結果、ちょっと無理だというような形になっているというふうに聞いております。

○議長（高橋和雄君） そういう検討もしているということでご理解いただきたいと思えます。

そのほか、ご質問ありますか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと予算上よくわからなかったのですが、執行方針で中島浄水場ですね、今年度から南札内の浄水場と遠隔監視というか操作というか、なるというふうに書いていますけども、そこら辺、率直に大丈夫なのかなという感じがしますので、そこら辺の考え方というかな、進め方と、あと、そうすることによってどのぐらいの経費節減につながるのか。

そこら辺について伺います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 24年度から中島浄水場、無人化ということで、23年度に設備してきました、ようはコンピュータのインターネットによってデータを、中島から南札内浄水場にも入れるのですが、うちの今事務所で、施設課の方のコンピュータで、流量だとか濁度だとか、そういうのを監視するように、できるようにしております。

何か異常が発生したときには、うちの方にインターネットを通して警報なりということでは通報が来るようになってきて、その通報が来たときに、担当者なり行って確認するというような形にしております。

経費の方ですけども、経費節減というと、人件費の分、今まで管理人にかかっていた人件費の分が300万円程度軽減されるというような形になろうかなと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 中島の浄水場の計器類のあれは、うちの水道の方に入ってくるといふかな。

南札内の方とのあれというのは、それと夜間、日中はいいのでしょうけど夜間どんな体制になるのか。

そこら辺どうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 南札内浄水場でも同じようにコンピュータで、同じような監視ができるということでございます。インターネットで。

双方にデータが飛んで監視できるというふうになっています。

南札内浄水場の場合、共同施設になっていますので、一切南札内浄水場で中島浄水場を管理するとなると、更別さんとの負担割合が少し変わってきますので。

通常は施設課内の担当の方で管理すると。

夜間については、南札内浄水場で同じように見ていただくというような形をとっていく

ということでございます。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

そのほか、ございませんか。

簡易水道事業特別会計についての質疑を終わらせていただきます。

先に国保税の滞納の件について、答弁をしたいということですので、答弁を許したいと思います。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 先ほどこちと数字を報告できませんでしたので、佐藤議員のご質問の国民健康保険税の滞納者数どの程度かということでお知らせをしたいと思います。

平成22年度の決算段階での滞納者数としてお聞きをいただきたいというふうに思いますが、54人ということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

事前に聞いておけばよかったのかなと思って、面倒をおかけしてしまって申しわけありませんでした。

今後は前に聞きたいと思います。

そんな中で、資格証も短期証も発行なしということで、滞納者に対しても安易にそういうものを発行するのではなくて、まずは個別訪問したり連絡したり、そういう中で分割の指導であったり、住民の生活状況なんかも考慮してやっていただいているということで、ぜひ、今後もそのようにやっていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 意見ということでお聞きしておきたいと思います。

それでは、最後の項目になりますか。

公共下水道事業特別会計293ページから315ページまでの質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

ないようですので、公共下水道事業特別会計についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

全項目は終わりました。

全般を振り返って質疑を受けたいと思います。

聞きもらした事等ありましたら出していただきたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 1点だけ。

人事評価です。先ほど、学校の先生のをお聞きしましたが、村の人事評価の実態というかな。

管理職についてはすでに本格実施しておりますけども、主査以下の評価、これについては今どんな状況になっているのかと、あと、管理職の評価の実態というかな、実績というか、そこら辺についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、主査以下の評価についてですけども、主査については試行ということで、管理職と同じような様式を用いて、手法でやっております。

主任については、評価表による点数付けまではやっておりませんが、目標設定とその達成度については評価を行って、面談を、一時評価者による面談もやっているということでございます。

主事以下については、まだ試行については全くやっておりません。

考え方としまして、24年度から全職員に試行を拡大したいというふうに、まだ決定ではないのですが、そういった考えを持っておりまして、職員組合にもその意向については伝えてございます。

管理職の実績ですけれども、本格実施をしまして何年か経つのですが、すでに6月期の勤勉手当への反映もしているところでありまして、状況としましては、試行から本格実施に至って数年経ちますけれども、おおむねその評価者によるばらつきというのが少なくなっているのではないかなと。かなり評価の制度という言い方はちょっと適切かどうかわかりませんが、が高まってきているように見受けられます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 管理職については大分以前から試行を繰り返しながら本格実施ということで大分定着してきているのかなと思っています。

この制度、先ほど言いましたように、職員のレベルアップというかな、順位を付けるのではなくて、頑張っている人にはそれなりのあれをしましょうというそういう主旨なのですね。

何と言うかな、面談から始まって、いろいろ指導を含めてきちっと対話というかな、コミュニケーションを図りながら進むということで、非常に制度としてはいい制度だと思いますし、職員間のそういうコミュニケーションを図れるものだなと僕は思っているのですけれども。

職員組合との絡みもあるのでしょうか、できるだけそういう面では組合というかな、管理職以下の職員にはそこら辺の、何と言うのだろう、良い面を強調をして、できるだけ理解を得た中で、全職員やっていただければいいのかなというふうに思っていますので、そこら辺について、職員組合との状況というかな、そこら辺、どんな状況になっているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方から人事評価の関係、お答えをさせていただきます。

制度、それから人事評価の必要性については、全く知本議員と認識が同じでございます。

やはり今の時代、それぞれがきちっとした形で目標を持って前に進むと。それを客観的に見て正しく評価する。ただ評価するだけではなくて、例えば、組み立て方だとか取組み方だとか、そういうアドバイスもきちっと向き合って取組んでいくことが非常に重要なというふうに思っています。

組合自体も人事評価制度自体には反対はしておりません。

ただ、反映の仕方については、若干ちょっと意を異なるところがございますけれども、すでに組合との交渉の中でも、交渉の場面では、ぜひ広げていきたいと。おっしゃるように、やはりお互いが面談を通じて向き合う。今、面談も3月の目標設定、それから9月ないし10月の中間面談、最終面談と。

これはやはり、いろんな職員の状況、それから仕事に対する姿勢、あるいは自分がどの

ように周りから見られているだとか、そういうところを真摯にお互いが向き合う場面というのは非常に重要で役立つことだというふうに思っておりますので、これは組合との協議の中で、その熟度を高めていくという意味では、多少時間がかかる場面はあるかと思いますが、段階的に目標設定を、まずはみんなで取組んでいけるだとか、そういう目標をきっちと定めて、組織としてしっかりと取組んでいきたいというそういうふうに目標を持っておりますので、ぜひ、いろんな立場で場面があればまたアドバイスもいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 組合員には、やっぱり心配しているのはきっと序列を付けられるのではないかと、いろんな心配はあると思うので、そこら辺の理解活動を十分して、理解をしてもらうということが大切なというふうに思います。

それと、全職員ということなのでしょうけど、全職員といたら、できればそういう準職員というかな、そこら辺も含めて徹底してやったらどうかなというふうに思っています。

特に嘱託職員でさえ人事評価して点数付けているのですからね。

そういう面でできるだけ全職員一体でやれるようなことで進めていただきたいなと思っています。

○議長（高橋和雄君） 意見ということですが、答弁ありますか。

そのほか、全体を通してご質問をいただきたいと思います。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 歳出のところでちょっと、全く聞いていなかったことがあったので、申しわけないのですが、税滞納整理機構のことなのなのですが、新年度、そっちの機構に渡す件数。

あとは、若干ですが、昨年より負担金が上がっていると思うのですよね。その理由と、あと昨年の回収率ですね。何件渡して何件分回収できたのか。

それで、未回収のものがあるのであれば、その今後の対応ですね。恐らくもう1回機構に預けるのかと思うのですが、その辺についてお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） まず最初に、24年度の予算の関係でございますが、5件を予定しておりまして、1町村当たりの均等割というのが10万円が、これが引き継ぎなくても払うお金でございます。

件数割で8万円の5件分で40万円。

さらに、実績割というのが、22年度に徴収した分の5%ということで1万4,000円で、合計で51万4,000円となっております。続きまして、23年度の引き継いだ分の12月末の徴収実績でございますが、5件で106万4,600円引き継いでおりまして、そのうちの93万円が徴収されておりまして、徴収率といたしまして87.36%が12月末現在の数字でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それで、106万円渡して93万円ということなので、残りの分についてはどういう対応になるのでしょうか、今後。

○議長（高橋和雄君） 渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 残額といたしまして、未納額が13万4,600円ご

ざいますが、この分に関しては、今、徐々に入ってきてはいるのですが、すべては入ってきておりません。

3月末の実績はまだ出ませんが、今ちょっと正確な数字持っておりませんが、90%は超えていると思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ありましたら。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点お願いしたいと思いますが、職員の住宅手当の関係でございます。

180ページにそれぞれ住居手当の内容が記載してございますが、持ち家居住者ということで、現在は1万2,000円。新築購入後5年間は1万3,000円と、こういう内容になっております。

それで、国、道においては持ち家住宅の手当はすでにご存じのとおり廃止されているわけですね。

新聞報道や何かにも、最近急遽あちこちに報道されていますよね。

特に目立ちますのは、それを受けて、帯広市あたりは非常に中で論議をしているという、今日あたりもやっているのだというふうに思います。

さらにまた、それを受けて、各町村もいろんな、新聞には載っていないですけども、いろいろな動きがあるのかなというふうに私も感じております。

そこで、本村の実態を押さえるために、数字をとりあえずお聞きをしたいのですが、予算書を見ますと、一般会計、簡水会計、下水道会計三つに人件費のうちの住居手当が計上されておりまして、その合計額は1,205万9,000円という、こういう額に載っております。

それで、この数字は借家と持ち家両方合わせた額がこの額になっておるわけですが、とりあえず借家居住分の対象職員数。そして予算計上額。

それと、持ち家居住分の対象者職員数と予算計上額についてお知らせをいただきたいなと思います。

これについては、それぞれの今動きありますから、今年についてはそのまま支給しているというこういう予算になっているわけですが、そういうものを受けて、本村についてもいずれにしてもこの辺の部分については動向を見ながら整理していかなければならない部分になるのかなというふうに思いますので。

とりあえず、今申し上げました数字について教えていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、借家ですけども、支給している職員数は28人で、合計で735万7,200円、予算額でございます。

持ち家が33人で484万5,000円を計上しておりまして、先ほど、一般会計含む3会計というご質問でしたけども、ほかにも介護保険会計で計上しておりまして、4会計合わせた数字になります。

○議長（高橋和雄君） 今後の対応について。これからの対応について。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） これらに対して何か考え方がございましたら、村長の見解なども、

今の段階で聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 提案をしなかったときのやりとりから何も変わっておりませんし、今、帯広で論議というよりも、1会派の方が特にそのことで動きがあったということで、他の町村で動きかのように取材では何かされたのかもしれませんが、私として何も情報も入っておりませんので。

そのときにも申し上げましたが、それなりの理由で、基本給については国、ちょっと前の論議もやりましたが、この部分についてはそれなりの理由で私として判断して提案しているということなので、現段階で特に何も考えておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 在宅介護支援センターと包括支援センターが今年から一元化されるということが報告ありましたが、そういうような一元化されることによって、住民に何か影響、窓口が今まで行っていたところが、これは包括支援センターに一元化されるのですから、在宅支援センターではなくて、全部この包括支援センターで行うということになったときに、住民に何か影響があるのかどうか。

その点だけ。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） そもそも地域包括支援センターができた段階で、在宅介護支援センター自体と同じような役割持っていたものですから、その段階で統合すれば一番問題はなかったのでしょうけれども、いろいろ指示ありまして、今回、ようやく統一することができました。

実際、そういうことで住民の皆さんが直接在宅介護支援センターの方に行っていたという例は非常にもうなくなってきました、すべて地域包括の方に来ている状態ですので、住民にとっては何ら変化はないような状態であります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問、承りたいと思います。

ありませんか。

これで予算のすべての質疑を終わりたいと思います。

討論と採決に移りたいと思います。

それでは、議案第22号、平成24年度中札内村一般会計予算についての討論を行います。

討論はございませんか。

はじめに原案に反対する方の討論を許したいと思います。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、平成24年度一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

新年度予算の全体は、よりよい子育て、教育環境のために、新保育所の建設であったり、中学校の改修、さらにはこの間ずっとやられてきた乳幼児医療費無料化や保育料の軽減、無料化なども継続されています。

各種ワクチン接種への補助なども引き続き行われるということです。

さらには、新年度にあたっては、クラブ活動や児童生徒会費の助成拡大など大いに賛成できる点は盛り込まれています。

高齢者や生活困窮者に対する安心の医療、介護の拡充も図られ、私が審議の中で行いました通院タクシー助成の拡充についても調査検討するという前向きな答弁もいただいています。

そのほかですけれども、公営住宅の長寿命化計画なんかは他町村の方々にそういう話をすると、おもしろい政策だという評価もいただいているところです。

さらには地域産業を守るため、ＴＰＰには反対と大きな声を上げていただいている。

防災に関しては、新しい防災倉庫の建設であったり、防災計画の見直し、防災マップの新規作成など、村民の命と財産を守るための本当にいい予算だと私自身思います。

しかし、今回の審議では触れていませんけれども、自衛隊協力会へのお金であったり、税滞納整理機構なんかへの負担金の支出もありますし、税の徴収なんかは、私自身の考えでは、やはりほかの機構に任せるのではなくて、村、自治体そのものがまずやるべきだと考えます。

わずかな問題ではあるかもしれませんが、そのように問題点があることを指摘いたしまして、今予算には反対します。

○議長（高橋和雄君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めたいと思います。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 賛成の立場で討論に参加したいと思います。

部分的には見直した方がいいのではなかろうかという部分も少しあります。

ただ、全体的に見たとき、緊急度とか住民要望、これらも一定程度取り入れられた予算であるのかなという面で評価をしたいと思います。

そういう意味で、今回、賛成ということで討論といたしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで討論を終わります。

議案第 22 号、平成 24 年度中札内村一般会計予算についてを起立により採決をしたいと思います。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 23 号、平成 24 年度中札内村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２４号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２４号、平成２４年度中札内村介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２５号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２５号、平成２４年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２６号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２６号、平成２４年度中札内村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２７号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２７号、平成２４年度中札内村公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（高橋和雄君） 日程第 7、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にいたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 24 年 3 月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時 49 分